

会議録要旨

会 議 名	令和 6 年度第 3 回港区特別職報酬等審議会
開 催 日 時	令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月曜日） 午後 6 時から午後 7 時まで
開 催 場 所	区役所 4 階庁議室
委 員	（出席者） 古川史高・臼井浩之・河合智・田中泉・堀信子・中野智江子・芝耕太郎・秋田恵 （欠席者）栗山由美・辻村法泰
事 務 局	総務部長、総務課長、総務課総務係長
その他出席者	なし
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	（１）答申事項について （２）特別職の報酬等について
配 付 資 料	〔席上配付〕 資料 1 諮問文（令和 6 年 7 月 2 4 日）（写） 資料 2 港区特別職報酬等審議会答申（令和 5 年 1 1 月 2 4 日）（写） 参考資料 1 令和 6 年 職員の給与等に関する報告及び勧告（概要） 参考資料 2 特別区・東京都・国の令和 6 年給与勧告概要一覧 参考資料 3 特別区（23 区）特別職等年収一覧 〔配付〕 資料 区議会議員の報酬及び特別職の給料等の改定について
会議の結果及び主要な発言	
会 長	開会
総務課長	配付資料の確認
	議題（１）答申事項について
総務課長	資料 1、資料 2 の説明
会 長	何について議論し答申するか。御意見を伺いたい。
委 員	政務活動費とはどのようなものか。
総務課長	政務活動費は、現在の区の規定では、区議会議員 1 人当たり月 150,000 円支給している。活動費や調査費として支給し、余剰額や不用額があった場合は返還いただいている。平成 26 年度に本審議会でも議論した形跡があるが、平成 13 年度から金額は変わっていない。

委 員	特別職等の報酬及び期末手当の議論に注力していいのではないか。
委 員	予定されている審議時間から、特別職等の報酬、期末手当の議論を優先でよいのではないか。
委 員	政務活動費について、平成 26 年度に審議した後、これまで一度も審議されていないのであれば、審議について前向きに検討すべきと思う。政務活動費内に視察等における旅費なども含まれるため、全体的に平成 15 年度と同じというのはどうなのか。優先順位は下がるだろうが、出来る限り審議すべき。
委 員	政務活動費や旅費等、平成 15 年度から変わっていないのであれば、審議の優先順位は下がるだろうが検討すべき。
委 員	昨今、宿泊費など特に上がっている所以で旅費は気になる。 政務活動費は返還もあるという説明のため、返還額が多いのであれば見直しも必要なのではないかと思う。
委 員	町会の立場としてこの場にいるので、区議会議員の報酬は上げる方向で議論すべき。政務活動費についても上げる方向で議論するのであれば、有意義ではないか。
委 員	まだ分からない部分があるので、発言を控える。
会 長	諮問文の中の費用弁償とは何を指すのか。
総務課長	旅費。交通費相当のもの。
会 長	旅費、通勤手当、実費というよりは定額支給なのか。
総務課長	区議会議員の場合は報酬という扱いなので、費用弁償として支払っている。 特別職については、一般職員に準ずる。
会 長	旅費などについて改正の予定はあるのか。
総務課長	一般職員について旅費の改正は聞いていない。
会 長	政務活動費について、区の考えはあるか。
総務課長	諮問事項には含まれるので、審議する場はあつてしかるべきと考えるが、一般職員の給与勧告が出された時期に、特別職等の月例給と期末手当を審議し答申をするのか、また、政務活動費を含め引き続き審議を進め、答申するかどうかは委員の意見をまとめる必要があると考える。
会 長	今後の日程がすでに決まっている中で、そこまでに政務活動費の結論がでるのか考える必要がある。 まずは、特別職等の報酬と期末手当の審議を進めることとし、政務活動費等については今後、必要に応じて審議する。
会 長	議題（２）特別職の報酬等について 月例給、期末手当の金額及び金額を改定する場合は、その適用日を審議する。 事務局から審議に当たっての参考資料を配付する。

事 務 局	資料配布（勧告に準じた試算資料）
総務課長	配付資料の説明
会 長	事務局から特別区人事委員会の勧告に基づき試算した資料が配付された。 特別区人事委員会の勧告では「初任給、若年層に重点を置きつつ」となっており、特別職等の月例給の引上げについて一律 2.89%でいいのか、管理職の引上げ率の平均である 0.9%でいいのか。また、適用日についてどうするのか、委員の意見を伺いたい。
委 員	増額の方で検討することによい。
委 員	区長は就任したばかりで実績がないため、全員一律の割合で増額することは、区民として納得いかない。
委 員	最近、様々な部署の職員と接触する機会があるが、若手職員のメンタル不調が多いことに気づいた。若手職員の給料を上げ、やる気を向上させた方がいいと思う。特別職の報酬等は 0.9%が適当と考える。
委 員	0.9%が適当と考える。金額を上げれば心が強くなるわけではないが、入区 5 年目位の職員が継続して勤務できるようにするなど、若手職員に手厚くしたい。
委 員	仮に特別職 0.9%にした場合の原資は若手職員に配分されるのか。
総務課長	原資は別のものである。 また、一般職員の給料改定と、特別職の報酬等の改定は別ものである。
委 員	0.9%の根拠は何か。また、他の数値を示すことは可能なのか。
総務課長	管理的な役割にある職責の大きい職員の平均引き上げ率が 0.9%。 0.9%が絶対というわけではない。
委 員	結論は、特別職等と一般職員が同じ 2.89%というのはいささか疑問が残る。
委 員	2.89%と 0.9%の間の引き上げ率についてもう少し審議できたらいい。委員全員が納得する数字を検討できるといい。 区長の実績は後から確認できる。本審議会は、一般職員の給与勧告を踏まえ、勧告対象外の特別職の報酬について審議するので、金額について議論した方がいい。また、本審議会は区長等の成果に基づいて議論するのか、勧告を尊重するのか。
委 員	数年前の本審議会は、前区長の実績を踏まえ、23 区の中で 1 番高い金額にしたいという雰囲気があった。現区長への期待を込めて、23 区の中で 2 番、3 番になるようにしてほしい。
委 員	過去の区長との比較も参考になる。新しい区長だからということではなく、区民の信託を受けているので、期待を込めて上げた方がいいと思った。率は議論したい。

会 長	参考資料 3 について、23 区の区長の基本給料と年収の順位が違うのはなぜか。
総務課長	区によって特別給の支給月数が異なるのでその差となる。
委 員	行政と民間企業の格差を無くするために特別区人事委員会の勧告があり、公民較差のサンプリングは港区だけでなく、23 区が対象となっている。特別職の給与は 23 区の平均ではなく港区の基準で考えたい。港区の企業と港区の特別職等の格差ははっきりと掴めない。少なくとも港区の企業は生産性と収益性はあるのではないかと一般論として考える。港区が 23 区をリードしてほしいという思いがある。昨年、区議会議員選挙があり、新しい議員が増え、また若返った。若い人に手厚くという方針であれば 2.89% でよいと思う。
会 長	これまでの意見を整理すると、増額することについては全員賛成でよいか。
全 委 員	異議なし
会 長	次に、増額の割合及び区長についての審議を進める。 就任したばかりの区長は別の割合または据え置きという意見について、業績評価の問題ではなく公民較差の差を縮めるものだという意見があった。この点はどう考えるか。
委 員	果たして区民がどう見るか、という視点を代表して本審議会の委員になっていると思っている。区内の民間企業の平均給料は判断が難しいが、これだけの報酬が就任したばかりの区長でも支払われている。区長も区議会議員も区をよくしたいという志を持って出馬しているので、給料が低いからやりがいがなくなるということはないと思う。民間との差をなくすということはわかるが、区民の心情もある程度考え、審議をした方がいい。
会 長	これまでの意見は以上で、次回また審議する。 特別給については、引き上げの方向で議論してよいか。
全 委 員	異議なし
会 長	どの程度あげるか。2.89%、0.9%、その間の 3 つの意見が出ている。中間の数字で根拠のあるものは出せるか。
総務課長	事務局で検討する。
会 長	増額の割合について及び個別の職について勘案するかどうかについて、次回協議したい。
委 員	確認だが、港区内企業のみを対対象とした公民較差のサンプリングはないのか。
総務課長	ない。 審議、質疑応答終了
総務課長	次回のスケジュール
会 長	閉会